契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁  教育振興室  　　保健体育課 | 業務委託契約及び物品の購入にかかる履行（納品）確認について、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。（本来、検査員として指定しておくべき職員の指定漏れ。）    委託業務名：大阪府立臨海スポーツセンターアスベスト室内空気環  境測定業務   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 平成30年11月14日から同年12月11日まで | | 契約金額 | 36,720円 | | 完 了 日 | 平成30年11月30日 | | 検 査 日 | 平成30年11月30日 |   委託業務名：大阪府立臨海スポーツセンター１階屋内壁面打診診断   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 平成31年３月20日から同月29日まで | | 契約金額 | 594,000円 | | 完 了 日 | 平成31年３月25日 | | 検 査 日 | 平成31年３月27日 |   購入物品名：非常用発電機設備鉛蓄電池   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 平成30年９月20日から同年12月25日まで | | 契約金額 | 391,716円 | | 納 品 日 | 平成30年11月27日 | | 検 査 日 | 平成30年11月28日 |   購入物品名：アイスマット   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 平成30年12月28日から平成31年３月29日まで | | 契約金額 | 2,376,000円 | | 納 品 日 | 平成31年３月26日 | | 検 査 日 | 平成31年３月26日 | | 検出事項について、契約の履行（納品）確認や検査のルールを十分に理解した上で、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法】  （契約の履行の確保）  第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。  【大阪府財務規則】  （検査）  第69条  ２　前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。  【大阪府財務規則の運用】  第69条関係  ２　規則第69条第２項による指定及び同条第４項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。  【会計事務の手引】  第５章　契約  第６節　契約の履行確認  1　履行確認の必要性  3　検査  検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行わねばなりません。 | | 監査結果を受け、検査員として指定していなかった職員を改めて検査員に指定した。今後は、年度当初に課内で検査員指定の決裁の漏れがないか、確認を行うよう、周知徹底を図った。  また、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修で会計事務ポータルサイトの「支出事務のポイント」を使用して周知徹底を図った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和―年―月―日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁  教育振興室  　　保健体育課 | 工事契約の完了に伴う検査については、工事が完了した旨の通知を受けた日から14日以内に行わなければならないが、当該期間内に検査を行っていないものがあった。    施設名：大阪府立体育会館   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 大阪府立体育会館　第一競技場　雨漏れ補修工事 | | 工　　　　　期 | 平成31年３月７日から同月29日まで | | 契約金額 | 141,480円 | | 工事完了年月日 | 平成31年３月８日 | | 工事完了届 | 平成31年３月８日 | | 検査日 | 平成31年３月29日 |     　　施設名：大阪府立体育会館   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 大阪府立体育会館　第一競技場　扉フロアヒンジ修理工事 | | 工　　　　　期 | 平成31年３月７日から同月29日まで | | 契約金額 | 280,800円 | | 工事完了年月日 | 平成31年３月８日 | | 工事完了届 | 平成31年３月８日 | | 検査日 | 平成31年３月29日 | | 検出事項について、契約の履行確認や検査のルールを十分に理解した上で、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】  （給付の完了の確認又は検査の時期）  第５条　前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。  （この法律の準用）  第14条　この法律（第十二条及び前条第二項  を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契  約に準用する。  【会計事務の手引】  第５章　契約  第６節　契約の履行確認  1　履行確認の必要性  3　検査  (2)　検査の時期  契約の目的である給付の完了の確認又は検査の時期は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から次に掲げる以内の日にしなければなりません。  ・ 工事……14日  ・ その他の給付……10日  （以下略） | | 今後、適正な事務処理を行うため、課内において、検出事項の内容を周知するとともに、再発防止のため、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修で会計事務ポータルサイトの「支出事務のポイント」を使用して周知徹底を図った。  また、今後は原議にマニュアルとして支出事務のポイントを添付する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 山本高等学校 | 下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていなかった。  　授業アンケートシステム運用業務委託（40,775円）  　・個人情報取扱作業責任者届（仕様書「６　個人情報の保護」関係　個人情報取扱特記事項第３） | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 | 検出事項について、原因は契約手続において仕様書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことである。  　再発防止に向け、業務委託契約に係る個人情報の適正管理について、事務室内の研修を通じて職員に対して周知徹底を行った。  　今後は、業務委託契約に係る仕様書に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月24日）